



銚田市告示第 34 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、銚田都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 20 日

銚田市長 岸 田 一 夫



記

- 1 都市計画の種類
用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 第一種低層住居専用地域
 - ア 削除する部分
銚田市安房字鹿喰の一部
 - (2) 第一種住居地域
 - ア 削除する部分
銚田市銚田字川崎、字川尻東、字中島、字中嶋、字銚田下の各一部
 - (3) 第二種住居地域
 - ア 追加する部分
銚田市飯名字平出久保、字平出しの各一部
 - イ アに係る規制の内容
建蔽率 60%以下、容積率 200%以下

- 3 縦覧場所
銚田市役所 都市計画課

銚田都市計画用途地域の変更（銚田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の后退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 76.6ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	約 26.9%
小計	約 1.1ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
小計	約 77.7ha						
第二種低層住居 専用地域	約 0.0ha	8/10 以下	4/10 以下	—	—	—	
小計	約 0.0ha						
第一種中高層住居 専用地域	約 56.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 19.4%
小計	約 56.0ha						
第二種中高層住居 専用地域	約 9.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 3.2%
小計	約 9.1ha						
第一種住居地域	約 62.6ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 21.7%
小計	約 62.6ha						
第二種住居地域	約 15.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 5.2%
小計	約 15.0ha						
準住居地域	約 7.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.4%
小計	約 7.0ha						
田園住居地域	約 0.0ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 0.0ha						
近隣商業地域	約 8.7ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 3.0%
小計	約 8.7ha						
商業地域	約 4.0ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 1.4%
小計	約 4.0ha						
準工業地域	約 6.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.2%
小計	約 6.2ha						
工業地域	約 0.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 0.0ha						
工業専用地域	約 42.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 14.6%
小計	約 42.0ha						
合計	約 288.3ha						100.0%

「種類、位置および区域は計画図表示のとおり」


理 由

本市の土地利用の現況と動向、及び社会情勢等を勘案し、本案の通り変更するものである。


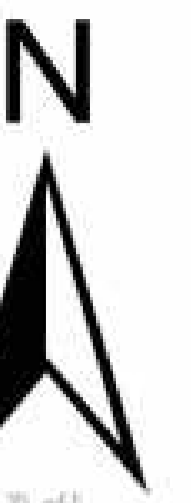
飯名地区は、都市構造に沿った用途地域を指定し、中心部の適正な土地利用を誘導することとし、新たに第二種住居地域を指定するものである。

桜本地区、旭町地区は、当初決定時の用途地域界が現状に対して不整合箇所となっていることから、それぞれ無指定地域に変更する。

鉾田都市計画 用途地域計画図



鉾田都市計画 用途地域総括図



番号	1
地区名	坂名地区
面積	3.0ha
理由	(仮称)鉾田市子育て・コミュニティセンターの整備と合わせ、都市構造に沿った用途地域を指定し、中心部の適正な土地利用を誘導するために、新たに第二種住居地域を指定する

番号	2
地区名	桜本地区
面積	2.3ha
理由	現状にあわせた用途地域の不整合箇所を解消する

番号	3
地区名	旭町地区
面積	0.4ha
理由	現状にあわせた用途地域の不整合箇所を解消する

凡例	
	変更箇所
	都市計画道路
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業専用地域

